

国土審議会土地政策分科会企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会（第3回）

平成21年7月27日

【石川国土調査課長】 ただいまから、国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会の第3回会合を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。事務局を務めさせていただきます国土調査課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、お手元の配付資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順に、議事次第、座席表、委員名簿、それから、資料1、資料2、資料3と3つ資料がございます。不足等ございましたら、申し出ていただければと思います。また、資料の最後に、前回の第2回の委員会の議事録を配付させていただいております。この議事録につきましては、国土交通省のホームページで公開させていただく予定となっております。

ここで、7月に入りまして、土地・水資源局の幹部に異動がございましたので、新幹部を紹介させていただきたいと思います。土地・水資源局長の原田局長でございます。

【原田土地・水資源局局长】 今回の人事異動で、土地・水資源局長を拝命いたしました原田でございます。いろいろお世話になります。よろしくお願いいたします。

【石川国土調査課長】 土地・水資源局次長の小山次長でございます。

【小山土地・水資源局次長】 小山です。よろしくお願いいたします。

【石川国土調査課長】 総務課長の内田でございます。

【内田総務課長】 内田でございます。よろしくお願いいたします。

【石川国土調査課長】 地価調査課長の永井でございます。

【永井地価調査課長】 永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【石川国土調査課長】 土地企画調整室長の清瀬でございます。

【清瀬土地企画調整室長】 清瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【石川国土調査課長】 なお、原田局長には所用がございまして、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事運営につきましては、委員長にお願いいたします。

清水委員長、よろしくお願いいたします。

【清水委員長】 承知しました。

第3回の検討小委員会でございます。今月もよろしくお願い申し上げたいと思います。

今日の議事次第は皆様のところにあるかと思いますが、この次第に沿って今日は進行してまいりたいと思います。最初の議事でございます。(1)第2回検討小委員会での指摘事項についてということでございます。石川課長さんのほうから説明をお願いいたします。

【石川国土調査課長】 はい。それでは、資料1によりまして、第2回検討小委員会での指摘事項につきまして、ご説明したいと思います。

資料の1ページ、2ページには、前回の小委員会での指摘内容を整理しまして、また、対応状況について整理してございます。事項別で、まず、土地分類調査の関係でございますけれども、これにつきましては、阿子島委員から、特に現在実施しております土地分類調査や、新しく実施します土地の安全性に関する調査については、10年程度の実施計画を策定して実施すべきではないかという指摘をいただいております。これにつきましては、この資料の3ページから4ページで後ほどご説明したいと思います。

それから次に、都市部における地籍調査の関係で、都市部においては、官民の境界情報の先行的な整備をもっと推進すべきではないか。あるいは、官民の境界情報を整備する地域については、後続の民境界調査の実施については、猶予することを検討すべきではないかという指摘。またもう1つ、官民の境界情報の整備・活用についても、地方公共団体に対してより積極的に周知・啓発すべきではないかという指摘をいただいております。これにつきましては、この資料の5ページから9ページで説明させていただきます。

それからもう1つ、先行整備しました官民境界の情報については、登記所に送付するなど活用方策を検討すべきではないかという指摘でございます。これにつきましては、私どもとしまして、整備した官民境界の情報を登記所に備えつけられますよう、関係機関、法務省等と検討・調整してまいりたいということでございます。

次に、公共事業との連携につきまして、国が実施する公共事業についても連携を推進すべきではないかという指摘につきまして、この資料の10ページから12ページで説明させていただきます。

次に、民間成果等の活用につきまして、民間測量成果を有効に活用するためにも、19条5項指定制度の促進を検討すべきではないかということで、これは13ページから14ページで説明させていただきます。

次の2ページですが、地方の負担の軽減につきまして、財政状況が厳しい中で、地方公共団体の負担の軽減を図るべきではないかというご指摘でございます。これにつきましては15ページで説明いたします。

次に、法務省との連携ということで、市町村と登記所の現場レベルでの連携を適正に行う必要があるのではないかとご指摘ですが、従来から、法務局と県あるいは市町村の地籍担当部局の連絡会議というものを設置してございますけれども、こういう連絡会議等の開催も含めまして、市町村と登記所が直接協議対応する機会を確保することにつきまして、さらに周知を図ってまいりたいと思っております。次に、市町村と登記所との間の情報の受け渡しにつきまして、円滑に実施できるようにすべきではないかというご指摘ですが、これにつきましては16ページで説明させていただきます。もう1つ、登記所との連携について、都市部以外の地域でも連携を図る必要があるのではないかとご指摘ですが、17ページでまたご説明いたします。

最後に、広報の充実関係で、住民に対して地籍調査の重要性を理解してもらえよう、広報誌を活用するなど積極的に広報を行うべきではないかというご指摘と、国や地方公共団体からの働きかけをもっと充実させる必要があるのではないかとご指摘をいただいております。これにつきましては18ページから19ページで説明させていただきます。

3ページをごらんいただきたいと思いますが、土地分類調査の実施計画の考え方ということでございます。ここには現在実施中の土地分類調査、細部調査と、それから5万分の1の県が行います土地分類基本調査、それから、今新しく考えております土地の安全性に関する調査について、実施計画の考え方を整理してございます。

初めに細部調査についてでございますけれども、これは市町村が実施するものですが、平成16年の三位一体改革がございまして、これによりまして、国の補助事業としては廃止として整理されまして、調査の実施については地方の裁量にゆだねられるということになりましたことから、国による計画目標の設定というのはなじまない、不適當ではないかというふうに考えてございます。ただし、やはり細部調査の成果というものは、安全・安心の観点からも重要な情報であるということで、引き続き市町村等に対しまして、調査の必要性や効果について周知・啓発を図っていくべきと考えてございます。

次の、都道府県によりまして5万分の1の土地分類基本調査につきましては、これまでに全国の約29万平方キロで整備済みでございまして、一部の道県を除きましてほぼ調査が終了してあるということでございます。今後につきましては、未整備の区域につきまして、

引き続き、関係の道県と調整を行いながら整備を進めてまいりたいと考えてございます。

3つ目の土地の安全性に関する調査についてでございますけれども、新しい調査ということがございまして、これにつきまして、できれば次期十箇年計画では土地分類基本調査という形で、国が事業主体となって実施していくことを考えてございます。調査の進め方としましては、土地取引が頻繁に行われ、かつ災害発生時の被害が甚大となる可能性が高い人口集中地区などについて、緊急に情報を整理する必要があるため、こういう地域を対象として国が先行的に整備してまいりたいと考えてございます。

次の4ページに、ただいまの土地の安全性に関する調査の対象地域につきまして、考え方を整理してございます。土地の安全性に関する調査の対象地域としましては、今ほど申し上げましたように、都市部及びその周辺地域の中でも特に土地取引が頻繁に行われ、災害による被害が甚大となる可能性の高いD I D（人口集中地区）について、国が先行的に整備し、情報整備をしていく。具体的なイメージといたしましては、三大都市圏と、それから地方の主要な都市を対象としまして、調査を実施していったらどうかと考えてございます。ここで人口の多い、少ない、あるいは都市化の進行の状況、土地の人工改変の状況、土地利用の変化の状況等につきまして、それぞれの程度に応じて3つの段階を考えていったらどうかというふうに考えておるわけでございます。

フェーズ1としまして、今申し上げましたような、緊急性の高いところを国が直接的に実施を先行的に行っていく。その他の地域につきましても、それぞれの状況に応じまして、緊急性の高い地区から、その後順次実施していくことを考えてございます。調査の主体としましては、まず国が先行的に実施しまして、そういう中で調査手法を確立し、また、その成果の利活用、あるいは普及を図りながらその後の実施主体につきましても、都道府県、市町村等による調査の枠組みについても検討してまいりたいと考えてございます。

以上、土地の安全性に関する調査についての説明でございます。

次に、5ページから、都市部におきます計画的な官民境界情報の整備の必要性ということで整理してございます。5ページでは、官民境界情報の整備について民間開発事業者がどう考えているかということで、ヒアリング結果をもとに整理してございます。民間開発事業者から見た場合には、中ほどの左のほうに整理しておりますけれども、あらかじめ官民境界情報が整備されておりますと、例えば市街地再開発事業を実施するような場合には、事業実施に必要な官民境界の確認が容易になり、また、事業コストの軽減や作業期間の短縮にもつながるということで、民間事業者から見てもさまざまなメリットがあるというこ

とは認識されているということでございます。

一方で、右のほうになりますけれども、地籍調査に対する考え方としましては、本来地方公共団体が実施しておくべきものであって、少なくとも官民境界ぐらいは事業実施の前に調査しておいてほしいという要望があるということでございます。さらには、境界確認の経費につきまして、民間企業が地籍調査を実施していないところでは負担するわけですが、行政が一部負担してもよいのではないかという考えを持っているということでございます。これらのことから、地方公共団体等が官民境界の情報整備を計画的に進めるということで、再開発事業とか民間開発事業の円滑化にも寄与し、特に都市中心部など重点的な対応を必要とする地域におきましては、官民境界情報の整備に国としても主導的な役割を果たしていくことが必要ではないかというふうに考えてございます。

6ページをごらんいただきたいと思いますが、6ページには六本木ヒルズの開発の事例を示しております、境界確認にかかりました民間事業の事業者の費用負担について書いてございます。六本木ヒルズの開発では、開発予定地の境界確認に4年余りの年月、また、1億円の経費を要した。特にそのうち官民境界の確認だけでも3年間、また、費用では5,000万円がかかったということでございます。また、官民境界の作業に要しました年月というものは、都市計画決定以後、事業が竣工するまでの全体8カ年のうちの約4割を占めているという状況でございます。

次の7ページにまいりたいと思います。7ページでは、都市部におきます地積測量図を活用する可能性ということで整理してございます。左のほうでは、都市部の事例ということで東京都の例と全国の平均について、土地所有者の異動量、所有権の移転登記筆数の状況と、また地積測量図の作成提出数の状況を比較してございます。平成19年度の調査結果によりますと、1平方キロ当たりの土地所有者の異動量では、ございますように東京都は全国平均の約10倍、また、地積測量図の作成数では約6倍ということになってございます。

また、右の図では、官民境界先行調査を実施した地区をモデルとしまして、官民境界先行調査の実施前、あるいは後で、それぞれ作成提出されました地積測量図を用いまして、地籍調査のための調査図素図というものを作成してございます。この調査図素図の座標値と現地に残っております境界標識位置との差を検証した結果を整理しているということでございます。その結果、左側のほうの棒グラフが官民先行調査前に作成されました地積測量図をもととして作成した調査図素図の座標値と、現地の境界標識との差がどうであった

か。右のほうが、先行調査後につくられました地積測量図をもとに作成された調査図素図の座標値とのずれをあらわしているわけですが、ごらんいただきますように、官民境界先行調査後に作成されました地積測量図をもとに調査図素図をつくった場合には、ほとんどの点が差で6センチメートル以下ということになってございます。一方では、先行調査前の地積測量図を用いた場合には、差が6センチ以下のものというのが約8割ということでございます。このように、地積測量図が多く提出される都市部におきましては、あらかじめ官民境界情報を整備しておくことによって、高い精度の地積測量図が作成される。また、その有効活用が可能になるということになります。

次の8ページをごらんいただきたいと思います。8ページでは、地積測量図を活用しました具体的な効果ということで整理してございます。左のほうのグラフにつきましては、先ほど説明しました地積測量図の作成された地区と同じ地区での例を用いておりますけれども、官民境界を調査済みの地区において過去に作成されました地積測量図を当てはめて調査図を作成し、これを用いて一筆地調査、立ち会いを行った境界確認の状況について事例を示しておるということでございます。この棒グラフであらわされておりますのは、境界確認に当たりまして、その調査図素図を用いて1回で確認ができたというものでございます。その後の修正等がなかったものの割合を示しておるということでございます。一番左には世界測地系、平成17年以降、地積測量図には世界測地系に基づいた座標値が入るということになっておりますけれども、この世界測地系に基づいて測量し、作成されました地積測量図によって境界確認を行いますと、すべてそのまま確認が得られたという結果を得てございます。同様に、日本測地系または任意座標によって作成されました地積測量図の場合には、約7割、また三斜求積法、ちょっと古くなりますが、その時代につくられました地積測量図の場合には6割弱の境界について、調査図素図の情報からそのまま確認が得られたということでございます。

一方で、一番右にありますのが、地積測量図のない筆、この場合には、公図等、これまである既存の境界の情報から調査図素図をつくりましますけれども、この場合には約3割が調査図素図から境界確認ができたということになってございます。これらの結果から、精度の高い地積測量図を活用することによって、境界確認作業が大幅に簡素化できるということがわかるかと思えます。

また、右のほうに出ておりますシミュレーションの図でございますが、官民境界情報を先行的に整備してから地籍調査を完了した場合、黄色の棒グラフになっております。それ

から、通常の手法によって地籍調査を実施して完了した場合の年数と毎年の事業費について整理しております。これはあくまでモデル調査の結果から、調査にかかります費用と期間についてそれぞれシミュレーションによって比較したものでございます。これによりますと、官民境界を先行的に調査した場合には、通常的地籍調査によった場合と比べまして、調査費用は約7%縮減、また期間につきましても約6%縮減されるという結果を得てございます。これらのことから、官民境界を先行的に整備した区域では、後続の官民境界調査については、実施時期を猶予する。その間に蓄積されず地積測量図等の情報を有効活用することによって、効率的な地籍調査を進めることが可能になると考えられます。

次に9ページでございます。官民境界の情報を先行的に整備する効果ということでございます。官民境界情報を先行的に整備した場合の行政側から見た場合の具体的な効果ということでございます。左側のほうに官民境界情報が整備されている場合の主な効果ということで整理してございます。これまで7ページ、8ページで見ましたように、官民境界情報が先行的に整備されておりますと、その後、地区内で作成されました高精度の地積測量図等の活用が可能になりまして、後続の一筆地調査が効率的、迅速に行えるという効果がございます。また、地籍調査が未実施の地区において、新たに道路敷地構成図等を整備するような場合でありまして、官民境界情報が整備されておりますと、そういうものにも役に立ちます。

それから、市町村が住民等からの申請に応じて行います官民境界確認という行為がございますけれども、これにつきましても、中ほどの赤い棒グラフで比較してございますが、既に地籍調査が完了している地区については、現地での境界確認の行為というものを不要としているような市町村もございまして、住民とか行政の負担が軽減されておるということでございます。官民境界情報の整備がされた場合でも同様の効果があると考えられます。このグラフの中では、調査未実施の地域での官民境界確認の処理件数と地籍調査実施済みの地域での処理件数について比較しておりますが、単位面積当たりで比較しますと、調査未実施の地域の実績では、1平方キロ当たり約0.65件ぐらい。それに対して、調査実施済みの地域では1平方キロ当たり約0.36件と、倍半分ぐらいの開きがある。それだけ行政側の負担が軽減されておるということがわかるかと思えます。

それから、真ん中下のグラフにございますけれども、東京23区の調査結果について見ますと、85%の区では官民境界情報の先行整備を実施したいという意向がございます。

以上のことから、官民境界情報の整備によりまして、行政コストの軽減効果が大きい、

こういう効果につきまして、地方公共団体への周知・啓発を図るなど、今後の官民境界情報の整備活用に向けた環境整備を進めていく必要があると考えてございます。

10ページでございますが、これは市町村から見て地籍調査に期待する効果ということで、アンケート調査結果を示してございます。市町村が地籍調査に期待している効果の1番は、固定資産税の課税の適正化ということでございますが、2番目には、公共事業におけるコストや期間の縮減を期待しているところが多いということでございます。以下については書かれているとおりということでございます。

そういうこともありまして、次の11ページからでございます。地籍調査が実施されておりますと、公共事業が円滑に進むということから、11ページでは、特に国におきましても公共事業との連携ということで、前回の委員会でもご説明いたしましたけれども、平成20年度から国直轄の公共事業と地籍調査を連携して実施する場合の新規の事業を行っているということでございます。今の実施状況でございますが、右のほうに整理してございますけれども、平成20年度には5地区、約5.8平方キロ、また21年度には7地区。都道府県で言いますと、和歌山県、島根県、あるいは岐阜県で現在こういうタイプの公共事業、国道事業になりますが、これと地元市町村の地籍調査との連携事業というものを実施中でございます。これによりまして、道路事業のほうも円滑に進みますし、また、地籍調査につきましても、周辺地域への地籍調査の拡大というものが期待できる。双方にメリットがあるということでございます。また、省内関係部署につきましては、毎年度当初に公共事業の施行方針の中に地籍調査との連携に努めることということで、事務次官通達が出されておるとございまして、下にございますが、この双方の円滑な実施のために、関係機関とか部局のより一層の連携の強化、推進が必要と言えるかと思えます。ただし、特に公共事業の実施主体が国とか県の場合には、地籍調査の実施主体であります市町村にとりまして、過度の負担にならないような、連携をするにしましても過度の負担をかけることのないような配慮も必要ではないかというふうに考えてございます。

次に12ページをごらんいただきたいと思えます。この場合では、公共事業で先に用地の測量成果ができたものを地籍整備のほうにも生かしていくというタイプの連携について書いてございます。左の上のほうにありますように、例えば、道路の拡幅事業を実施する場合には、道路事業の中で必要な用地測量等がなされますけれども、これによりまして関係する土地についての用地測量図が作成される。右の上のほうにございます。これに基づいて分筆登記等が行われるわけでございます。こういう道路事業の用地測量の成果によっ

て精度の高い図が作成されまして、地籍整備に活用が可能になってくるかと考えてございます。もし地籍調査がまだ終わっていない場合には、登記所には公図が備わっているわけですが、左下にございますように、そういう地区の場合には、公図にある筆をもとに分筆等が行われますので、少し着色されているところが整備された後の道路の図ということで、現況とは大きく違ったものになってしまっているというのが現状かと思っております。こういうことから、公共事業によります測量成果を活用していくことが非常に大事となる。この場合には国土調査法の19条5項の指定申請にこれが用いられますように、さらに支援措置を考えていく必要があると考えてございます。

13ページにまいります。ただいま申し上げました国土調査法19条5項の指定につきまして、制度の概要についてでございます。国土調査以外の土地の測量調査の成果について、その精度とか正確さが地籍調査と同等以上の場合には、この成果を地籍調査の成果と同様に取り扱えるように所管大臣、あるいは国土交通大臣が指定するという仕組みでございます。精度の高い測量調査が行われている事業ということで、右のほうに事業の例が示してございます。内訳として、まず法令で19条5項への指定をするように申請を義務づけられている事業というものが、ごらんのような事業がございまして、もう一つは、通達で指定の申請を推進している事業、土地区画整理事業とか土地改良事業というものがこれに該当いたします。その他、地方公共団体が主体になったり、また民間事業者が主体になるようなものもございまして、これにつきましては、特段の指定の義務づけ等がなされておらないということでございます。具体の指定の流れは左の図にあるとおりでございます。これまでの実績としまして、平成20年度末までに全国で約2万3,200件、面積では約1万800平方キロで指定がされているということでございます。

14ページにまいりたいと思います。14ページでは、特に民間測量成果について、19条5項指定の状況と、それから指定の推進に向けました方策について整理してございます。左のほうに、これは平成20年度の19条5項指定の実績ということで、棒グラフに示しておりますが、平成20年度には全国で約569平方キロの指定の実績がございまして、このうち、青で塗られましたのが土地改良事業、農地の区画整備の事業でございますが、これが約526平方キロ、かなりの部分を占めてございまして、その次に多いのが土地区画整理事業によるもので、これが約28平方キロほどでございます。それで、上のほうに色分けしているものを拡大して右に示しておりますが、右のほうの一番上の民間会社によるものが赤で示してございまして、これが件数で4件、面積では0.37平方キロということで、

現在は民間から上がってくる19条5項申請というものが非常に少ないという状況でございます。右のほうにございますけれども、民間で行っているようなものでも精度の高い測量調査が行われているものがある。市街地再開発事業では年間約0.2平方キロ、また、開発許可によります事業の実施では毎年70平方キロ以上ある。少なくとも年間で70平方キロ以上ぐらいはこういう民間によります精度の高い測量調査の成果があるというふうに考えてございます。

ただ、こういうものにあっても、民間事業者の意向、ヒアリング結果を書いておりますけれども、申請手続きにかかる事務作業が負担になるとか、指定のメリットが感じられない等々で、なかなか申請がなされないという状況がございます。こうしたことから、まず19条5項指定申請を推進するために、指定に際しまして、付加的に必要となります作業、例えば世界測地系に基づいた座標値を入れるとか、そういう付加的な作業に対しまして支援措置を検討するとか、あるいは、地籍担当部局と民間開発事業関係部局が連携し、また民間開発事業者にこういう制度につきまして周知を図っていくということが必要かと考えてございます。

15ページには地方の負担の問題について整理してございます。地籍調査に伴います地方公共団体の負担につきましては、15ページの上のほうにありますとおりで、都道府県、市町村が全体の4分の1ずつで、その地方負担分に対しましては、特別交付税措置が8割ある。実質の負担としましてはそれぞれ5%の負担でできるというものでございます。こういう負担につきましては、そもそも地籍調査は市町村等によります自治事務として実施されておる。また、その法目的としましては、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化というものを目指して行われておる。そういうものですので、それによります利益は、国、県、市町村を通じて、それぞれが享受しているというふうに考えられます。

そういうことも反映した上で現在の負担率になっているかと考えておりますけれども、ただ、昨今の経済情勢から、やはりこういう地方の負担につきましては、少しでも軽減していくことが重要であろうというふうに考えてございます。

下のほうには、その負担の軽減の仕方ということで、2つ分けて書いてございます。地籍調査に先行しました国直轄事業の実施ということで、例えば都市部におきましては、都市再生街区基本調査ということで、あるいは土地活用促進調査、これは国が都市部の基礎的な境界の情報につきまして、整備を行っている。また、山村につきましても山村境界保全事業ということで、おおむねの境界位置について把握しておるということでございます。

こういう国の直轄調査によりまして、地方の負担というものも、その後行われます地籍調査の負担の軽減につながっていくものと考えてございます。それからもう1つには、都市部におきます官民境界情報の先行整備の導入など、地籍調査着手前のインセンティブの高い調査手法や測量手法を導入していくということが考えられるかと思っております。

16ページにまいります。市町村と登記所の情報の受け渡しということでございますが、地籍調査を実施するに当たりまして、まず実施に必要な情報について登記所からデータをいただく。また、地籍調査の成果、地籍図と地籍簿につきましては登記所のほうに送るということになっておりますけれども、現在は、地籍調査の成果については電子データの形と通常の紙データの形で送られているということでございますけれども、登記所のほうからいただくデータについては、まだ登記所のほうの電子データ化というものが作業中、推進中ということもありまして、現在のところは紙での情報でいただいております。今後に当たりましては、登記所のほうからも電子データで情報がいただけると、地籍調査のほうも円滑に進むようになるのではないかと考えてございます。

17ページでございますが、都市部以外の地域での登記所との連携ということで、現在登記所との現場レベルの具体的な作業での連携につきましては、特に平成15年に都市再生本部で民活と各省連携によります地籍整備の推進ということがうたわれまして、都市部での地籍調査を、法務省との連携を強化しながら進めていこうということもありまして、都市部を対象として、地籍調査への具体的な協力をいただいております。住民説明会への出席とか、現地調査の際の協力、閲覧への協力等々ということでございます。

こういう仕組みがあるんですけれども、市町村にアンケートをしまして、こういう登記所からの具体の協力を受けているかというアンケート結果でございますが、約6割、59%の団体では受けなかったということでございました。受けなかった理由としましては、該当地域がたまたま都市部ではなかった、あるいは協力を受ける必要がなかったということもございますが、一部には登記所のほうで、非常に多忙で協力が受けられなかったというようなご意見もあったということでございます。他方で、協力を受けた場合に、どのような内容で受けたかということでございますけれども、不動産登記に関する専門的な質問への対応とか、現地と調査図が著しく違っている場合の対応、あるいは市だけでは判断できない、技術的にもかなり難しいようなケースがあるかと思っておりますが、そういう際には登記所

の協力を受けているということがわかってございます。

こういう結果を見ますと、まだ半分以上の市町村で具体の協力を受けておらないということが1つと、それから、登記所から受けました協力内容につきましては特に都市部以外の地域でも同様な問題があるのではないかというふうに考えられます。そういうことから、下のほうにありますけれども、都市部に限定することなく、市町村と登記所との連携体制を確立していくことが必要ではないかというふうに考えてございます。そのための法務省との調整とか、登記所と連携した働きかけとか、それから、登記所で実施されております登記所備付地図作成作業と地籍調査との一層の連携ということもあるかと思っております。

18ページからは広報の充実ということでございます。広報につきまして、まず住民に対する広報ということで、特に広報内容について、今後の進め方としまして、地籍調査が行われていない場合に発生しますデメリットというものを中心に広報活動をしていってはどうかということがございます。また、広報手法としましては、従来もありましたけれども、新聞、チラシ、あるいは報道番組等々で取り上げてもらう。大事なものは、やはり住民の方に関心を持っていただけるようなインパクトのある形での広報が重要であろうというふうに考えてございます。また、右側には地方公共団体に対する働きかけということで、地方公共団体に対しましては、やはり地方公共団体にとってどういうメリットがあるかということ、できるだけわかりやすく具体的に提示していったらどうかというふうに考えております。働きかけの手法としましては、わかりやすいパンフレット等によるもの、また、幹部、首長さんに直接的に働きかける、あるいはアドバイザーを派遣する等々が有効ではないかというふうに考えてございます。さらには、地方公共団体が持っております疑義等に対しまして、地方公共団体間、実施主体間での情報交換を進めるとか、あるいは広報について、行政側ばかりではなくて、民間の中にも地籍調査について協力を得られるような方々に核になっていただく地籍調査の推進母体というようなものが育成できれば、というふうに考えてございます。また、地籍調査の実施につきまして、住民から、今要望が出されるような具体の仕組みというものがございませんが、そういうものについても検討していってはどうかというふうに考えてございます。

最後の19ページになりますが、広報実施の例ということでございまして、上のほうが、大分県が今年の2月に新聞広告で県内の地方紙、大分合同新聞に掲載したものでございまして、日曜日に2週連続で同じ記事を出したというものでございます。県内の各市町村の

地籍調査の実施状況について、どこが未着手ということが一目でわかるようなものを出したところ、これに対しまして県庁、あるいは県内市町村の地籍担当局に非常に問い合わせが来たということでございます。また、一部では議会も取り上げられました。未着手でありました別府市では、平成22年度からの着手に向けまして、検討が開始されたというようなこともあり、非常に効果が出たのではないかとというふうに考えてございます。

また、下のほうには、大阪府で官民境界の先行調査について、国からも説明いたしましたけれども、府の中で地籍調査担当部局から公共部局、道路とか河川の管理部局に対しまして、官民先行調査の有効性について説明いたしましたところ、公共用地管理部局ではみずから官民境界の整備を始めるという計画を策定しまして、そういう部局が直接調査を始めたということでございます。府としましては、さらに住宅関係の、公営住宅の敷地の管理のために有効であるということで、住宅担当部局に対しても働きかけを実施しておるといふふうに、広報とか調査の成果についての周知を進めておるということでございます。

以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。前回大変重要なコメントを多数ちょうだいしまして、最終的な報告書に反映するべきことが多いだろうということで、時間をとって紹介させていただいたということであろうかと思えます。

重要なことが多いわけでございますので、16時25分ぐらいまでの時間をとって、この前回のご指摘事項に対する国交省としての対応方針というものについて議論してまいりたいと思えます。

それでは、時間はかなり余裕がございますので、忌憚のないご意見を多数ちょうだいしたいと思います。どなたからでも結構でございます。ございましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。大体前回のご指摘の内容に、QアンドA式に対応しておりますので、前回ご指摘をちょうだいした方、ちょっと趣旨が違うのではないかとかということがあれば、まずお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

【阿子島委員】 ページの順番で、最初に土地分類の3ページについて申し上げます。上の2段、土地分類調査、細部調査については既に市町村への補助金を切っており、計画を指定することができないということの事情は理解いたしました。それから、2番目の5万分の1については、ほぼ概成しているということで、今さらということで、それは理解いたしました。ただ、感想めいたことを最後にちょっと述べさせていただきたいのですが、細部調査は地形分類と表層地質、土壌という3点セットが売りといえますか、特徴

になっておりました。これを国土調査としてやるんだということでした。しかし、多分市町村が今後やることはないと思います。おそらく何か目的に迫られて、特定の図面についての調査というような形で行われるのではないかなと思います。致し方ないかなと思います。

それから2番目の5万分の1ですが、これはほとんど概成している、そして、残ったのが山岳部、観光地だけで、しかも山の中なのでなかなか調査が進まないの、そのままになって補助金も切られたということです。これについては、本州、四国、九州についてはほとんどできております。これが全部そろいますと国家的な文化遺産になると思いますので、ぜひ最後までやってほしいなという思いがございます。

あと、3番目土地の安全性に関する調査についてはこれからの問題で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。石川さん、コメントございますか。

【石川国土調査課長】 今、ご指摘ありましたように、市町村の細部調査と都道府県の5万分の1調査について、従来補助事業をやっておりましたけれども、三位一体改革で補助金がなくなったということがございます。ですから、趣旨としましては、自治体に調査の実施について委ねられたということがあるかと思っておりますので、国の計画に目標を定めるのはすぐわないのではないかとこのように考えたものでございます。ただ、細部調査、ここにもありますように、必要性等は非常に大事なものがあまして、例えば、土地の安全性についての調査も、まずは国でやってくというふうに書いてありますけれども、今後、市町村レベルでそういう調査の必要性を理解いただいて、具体のデータを整理していくに当たっては、細部調査の手法も非常に有効ではないかと思っておりますので、そういう意味で、こういう調査があるということについては、引き続いて周知を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、県の調査については、福島県とか長野県等、実施計画は今後の分を作っており、それに沿って進めておるということでございますので、国としましては、そういう県に対して支援を続けていきたいというふうに考えてございます。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。

【阿子島委員】 はい。

【清水委員長】 土地分類調査に関しては、若松先生、前回たしかご欠席であったかと

と思いますが、何かコメントございますでしょうか。

【若松委員】 済みません、前回ちょっと予定が私だけ合いませんで、欠席しまして申しわけございませんでした。

私の申し上げたいことは既に阿子島先生がおっしゃってくださったというふうに理解しておりますが、やはりこれは国の、阿子島先生は文化遺産とおっしゃいましたけれども、国家的財産、成果物、それはどちらとしても、やはり土地の安全性の評価ということに今後利用できるものだと思いますので、特に5万分の1はぜひ最後まで、何らかの形で整備を進めて、その後また国民が利用できるような形で公表していただきたいと思います。国民が利用できるという意味は、安全性の評価という形で、今も公表はしているわけなんです、新しい形で利用していただけたらというふうに思っています。

【清水委員長】 ありがとうございます。

では、それ以外の点、ございますでしょうか。

【横山委員】 よろしいでしょうか。

【清水委員長】 お願いします。

【横山委員】 済みません。15ページになりますが、国と都道府県、市町村の負担割合のグラフが出ております。前回この点に関しまして、地方公共団体の負担軽減に関しましてご質問させていただいたわけですが、特に大都市圏を含めた都市、それと地方とでは大分費用負担に関する様相が違うのではないかとということで質問させていただいたかと思えます。

この中で、国が現在50%ということになっておりますが、私も確実な資料ではないんですが、以前は国の負担のほうが3分の2の時代もあったというふうに伺っております。そういったこともあって、かつてはかなり市町村さんでも負担割合が少なく、負担感が少なく実施されたのではないかと思います。それを、こういう財政が厳しい折にまた3分の2という話ではないかと思いますけれども、しかしながら、市町村さんにおかれましても、都市と地域では圧倒的に違います。財源として固定資産税や都市計画税が挙げられるかと思えます。私も九州から来ておりますが、九州で1番の都市福岡と、住んでおりますのはもっと田舎のほうなんですけれども、全く税金、固定資産税、都市計画税が都市部と田舎では違ってありまして、これは調査費の割合に比べましても固定資産税の割合というのは圧倒的に違うと思っております。そういったときに、すべて市町村さんが一律で同じ負担割合というのでは、メリットというのを、特に田舎のほうの市町村さんに対するイ

ンセンティブがなかなか働きにくいという点はあるかと思えますし、ここでは都市と山村部ということで書かれておられますが、やはり地方では農村部、農地に関する地籍調査がかねてから進んでおりますけれども、最近特に農地の荒廃に伴う農地の流動化ということから、やはり土地の所有をもっとはっきりしておきたいという要望もあるかと思えますし、そういった点も含めまして、何とか負担割合を、税金に関しては素人の私が言うのは何ですか、例えば、市町村も固定資産税の割合に応じて変えてくるとか、そういったようなことが可能であれば、ぜひ検討をお願いできればと思っております。

とにかく地方の負担をなるべく、金銭面での負担が少なくなるような形で検討いただければというふうに考える次第です。よろしく願いいたします。

【清水委員長】 はい、どうもありがとうございます。

【藤田国土調査企画官】 済みません。国土調査課の藤田でございます。

ただいまのご指摘でございますけれども、ご指摘は重々よく承知いたしますけれども、負担割合を市町村単位で、市町村の財政力に応じて差別化をするというのは、補助制度の理屈上からいくと、なかなか難しいところがあるだろうというふうに考えてございます。ご指摘のような財政状況が厳しい市町村、また、実は、ご承知のように、地方よりも大都市部が相当調査経費がかさむということもありまして、いろいろおっしゃりたい自治体はいっぱいあるというふうにも認識してございまして、そういうところはきめ細かく、いろいろ見させていただきながら、状況に応じて、国直轄事業みたいなものもいろいろ工夫しながら、混ぜ合わせて負担軽減に努めていきたいというふうに考えてございます。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。

【横山委員】 はい。

【清水委員長】 そのほかいかでございましょうか。お願いします。

【藤原委員】 地籍調査を抜本的に進めるということで、私は前回、前々回を含めて、周辺から環境づくりというのも重要だけれども、それ以外にそれに抜本的に踏み込んでいく、先ほど話のありました経費負担の問題だとか、あるいは直接的な働きかけをもっと強化するとか、あるいは広報についても抜本的な見直しをするとか、そういう方法を考えて、今回第5次と違った抜本的な積極的実施方策を検討すべきではないかという発想で、実は参加させていただいておったわけではありますが、いろいろな当局のほうからのご説明を聞いていますと、やはりこういう考え方で行くという、今ご説明いただいたような考え方で行くということも、10年たって時代が変わっておりますので、ある意味で、一定の効果

があるのかなという感じを持つに至っております。一定というのは失礼かもしれないんですけども、意味があるのではないかと。

というのは、私自身は現在というか、これから地籍調査を進めるについて、一番キーワードになるのは、緊急性と効率性だと思っているわけでありまして。緊急性のあるところについて効率的に実施する。そういう形をどうしても実現する必要があるのではないかと。そういう観点からいきますと、先ほど説明していただきましたように、官民境界の先行調査というのも大変意味があるように思います。特に世界測地系ということで、基準点がきちんと打たれますので、それが非常に有効に活用できるという問題が、10年前とは違った形が出てきております。それから、公共事業との連動、連携も大変重要なことだと思いますし、それから、民間の活用、測量成果の活用といったことも今後大変可能性があると言われれば、確かにそういうことは言えます。それから、法務省関係の、いわゆる都市部以外の協力はもちろんでありますし、それから、あるいは14条地図の作成作業なんかも地籍と連動させるというようなことも既に実施されているようですが、そういったことも含めると、やはりちょっと時代が変わってきておりますので、いろいろな方策を多面的に取り入れて、そして緊急性の高いところ、地域によって違いますから、効率性の高い方法で実施していくという今回の検討結果というものも一定の意味がある方策ではないかというふうに現在は感じております。

感想で済みません。

【清水委員長】 いえいえ、ありがとうございます。全体についてのキャッチフレーズのようなものをちょうだいしたような気がしますけれども。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

【山脇委員】 前回、私のほうから提案させていただきました件についてはこちらのほうに盛り込んでいただきまして、D I D地区以外についても本局等との連携をとられたらどうかということは盛り込んでいただきました。

それともう一つは、大々的な民間測量の成果ではないんですけども、日々出されております官民境界明示、個人的に出されているものについての確定図のほうに、その近隣にあります境界標等のデータも盛り込んでいただいたらどうかということをお願いしたんですが、その件についてはまた個別に地籍アドバイザーとかが市町村に行かせていただいたときにお話しすればよいのかなと思ってはおりますが、私からの提言ではないんですけども、今回のこの件につきまして、ちょっと感じましたところを述べさせていただきます。

まず、14ページの民間測量成果の19条5項指定の推進というところで、民間の業者の方が申請を行わない理由の中に、指定にかかるメリットが感じられないというようなところがあるんですけども、これについては、直接的なメリットではないかもしれないんですが、将来にわたってのその土地の価値というか、安定性といえますか、その時点で、例えば分筆等の登記はできて、公図への手入れ等ができたとしましても、将来さらに再分筆する際とかに、どうしても、今は何とか分筆の手入れができた形状であって、位置関係であっても、将来分筆したときに手入れがなかなかしにくい、どうも無理に入れてしまうと、先々地図訂正が必要な場合が出てくるというようなこともあるかと思うんです。

ですから、やはりせっかく開発した、その地域全体が資産として将来にわたっての安定性があるというものにするためのということで、ご理解いただいたらどうかなと1つ思いました。それには、そういうことでの広報というのは、後ろのほうである広報についても、民間の業者に対しても広報をやっていかれたらどうかなと思います。

それと、17ページの下のところの、登記所と連携した未着手、休止市町村への働きかけというところで、1つ、休止中あるいはそれに近いような状態で遅延している都市というのがあると思うんですが、その市町村の中で今、私の地元なんかを見ましても感じておりますのは、やはり地籍調査が完了している区域とまだ完了していない区域で、同じ市、同じ町でありながら、やはり土地の財産価値というか、そういうものが随分と違ってきている状況があるんです。まだ完了していない区域の方は、ここはいつ地籍調査をしてくれるだろうという期待感がすごくありまして、同じ市でありながら、そういう不公平感があるというのは、やはり問題であろうかと思っておりますので、着手されている市町村については、できるだけ早く、やはり全域にわたって完了されるような方向でお願いするという、その辺の説明といえますか、推進の働きかけをなさってはどうかと考えます。

以上です。

【清水委員長】 はい、どうもありがとうございました。大変重要なご意見だと思いますが。

【石川国土調査課長】 ええ、最初の民間の開発事業等の成果の19条5項指定に関して、なかなかメリットが感じられないということが言われたわけですけども、今委員からご指摘があったように、それによりまして、土地の境界はもちろんですけれども、そういう権利関係について、安定した形で将来とも扱えるということで、こういうことについて、あわせて周知・広報に活用したいと思っております。

それから、登記所との連携の中で、休止中、未着手市町村への働きかけということで、同じ市町村の中であっても休止中になって何年もたっているところもあるわけですが、やはり調査の終わっているところとないところで、不公平感が顕在化しているところもあるというふうに聞いておりますので、そういうことにつきましても、働きかけの中であわせて周知していきたいと思っております。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。

【山野目委員】 今回の山脇委員のご指摘と国土調査課長のご見解はごもっともなことだと考えますので、そうであるとしますと、資料の14ページですけれども、山脇委員が指摘された一番下の民間測量成果の19条5項指定推進に向けてということの今後の取り組み全般が重要だと考えますが、恐らく順番は、一番下に書いてある指定制度について民間開発事業者等に周知するというのが最も重要ではないでしょうか。こういう制度があるよというふうに知らせるだけだとすれば大したことないと思うんですけれども、そうではなくて、山脇委員がおっしゃったように、これをしておかないとこの後困るんだよということを含めてきちんと言う。民間開発事業者は19条5項の問題を処理しておくことが、都市の開発を担う者としての重要な、公に対して担っている責任なんだということがまず先頭であって、だからきちんとしてやってくださいよというのが最初で、その次に、支援もしますよというのが来て、一番最後に、行政の内部でも連携しますよという順番になると考えます。支援措置で、あめをあげるから理解してやってくださいねというのは、多分流れとしては、少しアクセントの置き方が違うというふうに感じましたから、ご検討いただければありがたいと考えます。

【藤田国土調査企画官】 よろしいでしょうか。ただいまのご指摘でございますけれども、周知活動をしっかりせよというご指摘でございますので、重々理解いたしました。

ただ、1点だけ、我々は実は19条5項申請が進まないものですから、かなりの開発事業者を回ったところ、やはりご意見としては、そういう制度があることはわかる、将来の資産価値にもいいこともわかる、ただ、今これだけ経済情勢が厳しい中で、その分を負担して、みずからやるのかという意見が結構多くございましたので、ちょっとこういう順序になってしまったということでございまして、ご指摘の部分はやはりまず第一優先とさせていただきます。支援措置みたいなものも、一方で可能であれば考えてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。お願いします。

【三島委員】 岐阜県の三島でございます。今の17ページにある休止市町村での働きかけなんですけれども、地籍調査をやったけれども、要するに完成していないところがいっぱいあって、そういったところはやはり補助金をもらいながら完成していないというようなことで、結果的にはなかなか次のステップに取りかかれないということが幾つかありまして、このことをどう解決していくのかということで、今は岐阜県なんかで見ていると、市町村単独事業でできていない後始末を今一生懸命やりながらということですが、要するに、地籍調査をやり始めるときには、十分理解せずに取り組んでいったときに、うまく時間内というか、予定のときに完成せずに済んでしまったというところが出てきて、結局そのところで次のステップに行かないというところが出てくるのが、将来的に非常に地籍調査に対する思い、こんな仕事は嫌だというような担当者としての意識が出てくるというのがままたま見られるわけですので、この辺非常に補助事業としてやっていく段階で、言葉としては言いづらいところがあるんですけれども、やはり何かそういったことをきちんとやっていかないと、市町村の、特に担当者レベルが、初めから、今言った地籍調査から逃げてしまっているというところも出てきておりますので、今後進めていく段階というのは、まさにそういったところが多く残ってくるというような気がするんです。

やはりその辺が、特にこれからの10年間の段階でどうするのかということがかなり重要な部分になってくるのではないかというふうに思いますので。ただ、正直言って、私、どうしたらいいのかと、手法は見つかりませんが、一遍そういったことも検討していただけるとありがたいというふうに思います。

【清水委員長】 はい、よろしい。

【石川国土調査課長】 はい。調査を実施して途中でとまっている、特に市町村の担当の方のいろいろな意識の問題もあるのではないかというお話ですが、やはりこれはまさによく理解していただくというか、調査そのものはやはり人の権利等にもかかわる話なので、難しいものだろうというふうに思いますけれども、今後の広報、住民とそれから行政側、事業実施主体にもよくそういう調査の重要性、中身について当然周知を図っていく必要があるかと思っております。

また、いろいろな難しい事例に対してどんなふうに対応していったかというような情報も全国で共有できるような活動をしていったらいいのではないかというふうに思っております。

【清水委員長】 はい。お願いします。

【佐藤委員】 意識の高まりというところですけども、国や県の働きかけということに関連して、それがあると実施、着手があったという話がありました。そのときと同時に、住民からの要望があって調査を開始した例もあったという話が前回あったと思うんです。もしそういう事例があるのであれば、なぜそこまで住民の意識が高まったのか、だれがどうしたのか、どういう仕掛けがあったのか、そういうのをぜひ分析していただいて、今おっしゃったように、全国の市町村に周知する1つの情報として提供する。いろいろな成功事例の情報があると思うんですけども、ぜひそういう情報をいろいろな角度からまとめていただいて、市町村の意識を高める1つの手段にしたらいかがかなと思うんです。

それから、あと、市町村の取り組みですけども、次の10年計画が始まると思うんですけども、ただだらとは言いませんけれども、やはり市町村の専従職員というのもずっと置き続けるということはちょっと難しいというか、今の財政事情、ほかにやることもありますので、市町村ごとに短期決戦、短期決戦といっても2年とか3年という期間になると思うんですけども、集中してやれるような仕組み、それを応援する仕組み、ちょっと具体的にはわかりませんが、そういう取り組みの方策も考えてもいいのではないかなと思います。

やはり市町村で3人、4人、ずっとこの問題で置き続けるというのは、なかなか大変なことだと思うんです。そうすると、やはり手をつけないというか、先送りするような事態になるのではないかなと思いますので、そういう方策も少し考えてみたらどうか。次の10年計画も、例えばいろいろな事業でも取り組み月間という集中的にやる月間がありますけれども、取り組み強化年間とか、少しお金を増やしてやるというようなことも考えてもいいのではないかなというふうに思います。

これは意見でございますけれども。

【石川国土調査課長】 どのように住民の提案が実施に結びついてきたかということで、そういう事例について分析をする、非常に有効な貴重なご指摘かと思っておりますので、そういうこともやってまいりたいと思っております。また、市町村への短期でできるような支援、どんな形で支援ができるかというのはありますけれども、引き続いて検討を進めてまいりたいと思っております。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

【久野委員】 済みません。愛知県の久野でございます。19ページに広報の充実につ

いてということで載っておるんですけども、参考にしたい広報の例で大分県のもので載っておるんですけども、それから大阪府。まず上の大分県の件、このことについては、大分県が独自でこういった形を進められたということで、国のほうがこういった手法もありますというようなことのアドバイス等をされたのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいんですが。

【藤田国土調査企画官】 具体的な内容についてはむしろ大分県さんのほうでよくお考えになられたんですけども、当方のほうで着手推進費という委託費を持ってございまして、この広報の予算自体は当方からの委託したお金でやっていただいております。こういう広報費についても今、都道府県に対しては、かなり周知させていただいていまして、むしろ愛知県とかでも有効に使っていただけるとありがたいなと思っています。

【久野委員】 私がそういう子細まで存じ上げなかったんですけども、そういう委託費という形であるならば、とりわけ東海というか、中部あたりは低いものですから、こういった形で広報することができれば、先ほどの休止市町村というお話も出ておったんですけども、結局は財政が非常に厳しくなっていると、勢い休止をするというようなことがある。実は私どもの町村の中でも副会長をやっているところの首長がちょっと今休止だと、厳しいから今その状況にないというようなことになってしまいます。ぜひともこういったこと、私も県に向かって、こういうのが委託費であるそうだから、積極的にやってくれと、こういうふうな形でやろうということは、かなり効果的だと思いますし、問い合わせが多数寄せられるということは、多分一般の方々から問い合わせがあったのではないかとこのように思います。そういうことによって動かされる。そうすると、役所も、また首長も住民の人たちがそういう気持ちならばという形で前向きになる可能性も高いものですから、ぜひ、私も積極的に検討してみますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

【藤田国土調査企画官】 今の件、我々も愛知県は大分気にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、先ほど来、住民提案のお話もございましたけれども、やはり前回資料でお示しさせていただいたように、国、県からもいろいろ働きかけはするんですけども、住民の皆さん自体が地籍調査はどうなんだというようなお声かけをいただくような仕組みづくりとか、そういうような広報の活動とか、そういったものが大変大事だと思っておりますので、また引き続き検討してまいりたいと思います。

【清水委員長】 はい、どうもありがとうございます。この新聞ですけども、大分県

の中の市町村でどういう状況かというのが、これがインパクトがでかいわけですが、この情報は、全都道府県のがホームページに公開されているわけです。ただ、やはり住民の方というのは、自分で検索キーワードでそういうところに入っていくので、やはり新聞に出るという効果が大きいですね。せっかく混乱地域でも全国ほぼ網羅して提供されているわけですが、やはりそこに入ってもらうためには、ある程度違う広報、入ってもらうための広報をしないとイケないということで。

ですから、そういう意味でも全国区の新聞であなたの住んでいる町は大丈夫でしょうかみたいな形で出したら、すごくインパクトがあるなという気がします。この情報はかなり前から公開されているんです。ただ、やはり新聞に出ると、皆さんインパクトがあるというか、自分のこととして考えていただけるということなんだろうと思います。

そのほかいかがでございますでしょうか。

【堤委員】　ちょっとよろしいですか。地籍調査についていろいろな勉強しておったんですが、土地分類調査のほうはこの前初めてお聞きして、大変重要なんです。大事な施策としてやっておられるなというふうに感心したんですけども、今日の資料の3ページと4ページあたりにかかわるんですけども、土地分類調査が自治事務だから、あまり国としてとやかく言えないとか、十箇年計画には盛り込めないとか言ったり。片一方では、地籍調査だって自治事務できちんと十箇年計画をやっておるわけです。質問ともなるんですが、一番下の土地分類基本調査、安全性に関する調査はこれから新規に、先行的にこれで行ってほしい。その後、実施主体については検討していくんだと言うんだけど、これはやはり結局自治事務ではないんですか。そうでしょうね。自治事務だけでも、地籍調査だって、官民の関係で先行的に都市再生街区なんかをやったというようなことと同じように、これも特にこういったD I D地区を云々といった特定の地域について先行的にやるということなんだろうけれども、それ以外の地域だって、今回の山口だとか、九州の災害を見ていけば、ああいうことの情報というのか、実態というのか、そういうものがもっと市町村のケツをたたいて、調査をさせ、またまとめさせていろいろな避難政策だとかいろいろなふうを活用していくべきだと思うんです。

そういう意味で、土地分類調査について、国土交通省の腰が引けてしまっているような感じがして、ちょっと話がわからなくなってしまうんだけど、地方分権とか地方自治といえば、金科玉条みたいに正義の味方みたいなことを言って、自治省の出身の私が言うのはおかしいんだけど、そうではないのではないかと。地方分権なんていうのは、手段

であって目的ではないので、目的は地域の住民の安全とか安心がどうやったら守られていくかということなのだから、そのためには、これは自治事務かもしれないけれども、それに対して国はどうやって関与していくのかということとはもう少し検討したらいいのではないかなと思うんですけれども。土地分類調査について、この後どうしていくのかなと。そんなもの先行してやっていく、その後の実施主体がこれから検討しますとか、4ページで、確かに土地取引が頻繁に行われ云々というところは大事かもしれないけれども、それ以外の地域だって、山口県防府市の老人施設の洪水災害等を見ていけば、何かやるべきではないのかなと。土地の安全性の調査なり、取りまとめなり。それを現にやっているところがあったわけなんだから、それに対する、それを市町村にもっとPRして、説明して紹介していくという取り組みをやるというようなことを言っているんだけど、もっとこれが進んでいくような取り組み方というのがないのかというのを率直に土地分類調査について思ったんですけれども。

【清水委員長】 ありがとうございます。いかがでしょう。

【石川国土調査課長】 はい。今ご指摘で、特に土地の安全性調査にこれから取り組んでいくんですが、先行するというので、国からまず、やはり被害も大きくなるであろうということが緊急性も高いたらうということで、国としてまず先行的に取り組むということでございますけれども、今後、もちろん山間部であっても、そういう土地利用について安全性に支障があってはいけないことは同様だと思いますので、まずそういう手法をしっかり確立しまして、先ほども細部調査のところでも申し上げたんですが、今後やはり市町村とか県レベルでもそういうことが重要である、特にこういうところでやっていく必要があるというときには、過去の土地分類調査の成果も活用しながらやっていただくことになると思っております、まずは国でやった調査の成果についてよく活用していただくといえますか、そういう運動が大事ではないかと思っております。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。

では、そのほかいかがでしょうか。まだご意見をちょうだいしていない委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。

【小野沢委員】 それでは、既に出ている意見かと思うんですけれども、先ほど緊急性と効率性ということを言われましたけれども、第1回目のときにご意見申し上げたのと同じことなんですけれども、必要性というのがもっと大事なのではないか。やはり地籍調査のほうになるんですけれども、そちらのほうは公共団体と国の施策と連動して、そういっ

た計画に合わせて優先順位をつけてやっていくということがすごく大事なのではないかと
いうふうに思っています、私どもはURということで、都市部で開発をする立場にいる
ということからいくと、例えば、地方都市の中心市街地の活性化みたいなところというの
は、どこの公共団体も施策に位置づけられていますし、最優先だと思しますので、そうい
ったエリアについてはもう少しインセンティブをつけて国としては支援するというような
ことで取り組んでいただくと、さらにいいのではないかなというふうに思います。

【清水委員長】 はい、ありがとうございます。よろしいですか。

【藤田国土調査企画官】 ただいまのご指摘でございますけれども、ご指摘の趣旨も含
めまして、現在は平成19年度から21年の3カ年にかけて、土地活用促進調査というの
をやらせていただいております。それは国費で官民境界みたいなものに近い、現況ですけ
れども調査をさせていただいて、市街地再開発とか、中心市街地の活性化とかに資する
という目的でやってございまして、そういうような取り組みをまた引き続き何らかの形で、
国の基本調査なり、国の支援事業なりという形で進めてまいりたいというふうに考えてご
ざいます。

【清水委員長】 ありがとうございます。

山下さん、何かご意見ございますでしょうか。

【山下委員】 前回、官民境界を先行すべきだという立場からいろいろとご意見申し上
げまして、今回いろいろと検討していただいたので、私としては特に問題ないと思ってお
りますが、1点だけ、検討結果がどうなったのかなとお伺いしたいのは、先行調査におい
ても完了してしまうということがなかなか難しい部分があるということがあって、そうい
う街区については今後市街地再開発事業などが起こるまでの間をどう扱うかというような
ことについて、国土調査を推進する立場からは非常に難しいだろうと思うんですけれど、
中途半端で終わったところを完了しろというような形の取り扱いができるかという。

つまり、後続事業を見合わせるべき街区をつくるということについて、検討してみても
いかがかというのをちょっと申し上げたんですけれども、多分検討されてこういうふう
になったんだろうと思います。その経緯をちょっと。

【藤田国土調査企画官】 そうですね。では、お答えさせていただきます。資料1の8
ページが、主にその関係の資料だというふうに認識してございまして、このページ、また、
もう1つ前の7ページも含めてでございますけれども、基本的には、官民境界を先行して
調査した地区、特に大都市部でございますけれども、そういった地区につきましては、後

続の民境界調査にすぐに入るよりも、むしろそういう地積測量図とかの蓄積を待って地籍整備を図ったほうがコスト的にも工期的にも効率的なのではないかというふうに当方は考えてございまして、ご指摘のような趣旨の方向でまとめさせていただいたということだと思っております。

【山下委員】 わかりました。ありがとうございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。大体時間でございますが、何かこれだけとはどのようなコメントでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1点なんですけど、先ほど山野目先生と山脇さんからのご意見の19条5項指定なんですけど、私もこれはほんとうに重要なことだと思っていて、19条5項指定の広報に成功すると、一気に全国的にムーブメントが起こってくるというんですか、そういう気がするんです。ですから、開発事業者さんへの広報というよりも、地域住民の皆様にご覧いただくのがあるんだということを広報することによって、マーケットに乗ってくるような気がするんです。これに成功すると、一気にその指定を受けていないと、パンフレットにもそういう指定があるよということが書いていないと信頼感を持ってもらえないような雰囲気になってくる。そうなってくると、一気に盛り上がってくるのかなという気がしまして。

ですから、事業者さんへの広報というのも重要ですけども、こういうのこそ新聞でうまく広報すると、では自分が購入しようと思っているところは一体どうだったのかなとか、今後購入を考えているんだけど、どうしようかということで盛り上がってくる可能性があるなという気がするんです。

その前に、やはり19条5項指定というのは、こういうメンバーでの会話ではいいんですが、普通の人はピンとこないし、新聞に我が分譲地が19条5項指定を受けておりますと書いてもちんぷんかんぷんですので、何か通称何とか指定みたいなものをうまく考えるというのは重要なことかなという気がしております。

では、大体予定している時間になりましたので、議題を移りたいと思いますが、今日の議題は資料2でございますけれども、検討小委員会としての報告書の骨子案についてでございます。次回の第4回の検討小委員会というのは最終委員会で、そのときに最終報告書の案を詳細に議論していただくということでございますが、今日はその骨子案について、どういう方針で整理する予定であるかということをお願いいたします、その方針について議論したいと思います。

なお、今日は資料3で現段階での報告書の素案というものもつけております。気になっ

ですぐにごらんになっていらっしゃる方もいるかもしれませんが、この細部については今日は議論しないということにしたいと思います。資料2のほうの骨子の案について、今日は議論してまいりたいというふうに思います。

なお、この報告書の素案、資料3は今日皆さんに配付したということは、これを次回までにざっと目を通していただいて、もしご意見があればちょうだいしたいという趣旨で今日配付させていただいたということでございます。ですから、今日は資料2の骨子案について議論します。資料2の骨子案というのは、前回ちょうだいしたご意見に対して、今日の前半を使って議論してまいりましたこの対応案に沿うような形で整理させていただいているということでございますので、今日これから資料2の骨子案を議論して、その結果と資料3についての委員の皆様方からのこれからちょうだいするご意見が反映される格好で、次回、最終回での報告書案につながっていくというようなことでございますので、よろしくお願いたします。

では、資料2です。骨子案のほうについて、石川課長さんのほうからよろしくお願いたします。

【石川国土調査課長】 それでは、資料2の骨子案について説明させていただきます。報告書の構成についてでございますけれども、大きく地籍調査の章と土地分類調査と分けて作成してございます。骨子案にもそうなっておりますけれども、今度は地籍調査の構成でございますが、1番が地籍調査の現状と課題、2番が今後の展望、3番が新たに組みむべき促進方策でございます。

概要のほうを見ていただきたいと思います。1番の現状と課題の中で丸が4つ打ってございますが、1つ目の丸につきましては、地籍調査の効用について整理してございます。ただ、効用といいましても、この場合には、地籍調査を実施していない場合のさまざまな課題という書き方で効用を整理しておるということでございます。内容はこれまでごらんのとおりの内容でございます。それから2つ目の丸は、地籍調査の実施状況ということで、現在の進捗率、それから特に地方で格差が非常に大きくなっているということで、具体的に調査の進んでいる地方と、それから遅れている地方をここであらわしまして、地域間での進捗の差が大きくなっているということで、入れたらどうかということでございます。

それから3つ目の丸では、地籍調査が進まない理由ということで、初めにございますけれども、地籍調査が進捗しない要因としては、境界は土地資産の基礎となる重要な情報であって、調査実施そのものが困難性を伴うということに加えて、住民に調査の必要性、

効果が十分に理解されていない、あるいは実施主体である地方公共団体で予算や職員の確保が難しいなどが挙げられる。特に都市部においては、筆数も多く権利関係が複雑で調査の実施に多くの費用と期間を要する。また、資産価値が高いこともあって、土地所有者等の権利意識が強い。山村部におきましては、そもそも精度上問題のある公図が多く存在する。また、土地所有者等の高齢化、不在村化によって、調査の実施が困難になっている。こういうポイントで整理してございます。

それから4つ目の丸では、これまでの国での取り組みということで整理しておりまして、都市部におきます都市再生街区基本調査、また山間部での山村境界保全事業等、国直轄で実施したこと、また、これは第5次計画に入ってからですが、一筆地調査における外部技術者の活用や境界確認手続の弾力化といった推進方策の導入、また、広報や地籍アドバイザーの派遣などの支援方策の充実を図ってきたところということで整理してございます。

それから、2番目の今後の展望ということで、1つ目の丸ですが、まずこの十箇年計画についてですけれども、引き続き国土調査事業十箇年計画を策定し、計画的かつ効果的に調査を推進していく必要がある。次期十箇年計画においては、土地取引や土地利用の可能性が高いなどの観点から、地籍調査の実施の緊急性が高い地域を精査した上で、特に進捗のおくれている都市部及び山村部を中心に、調査の一層の進捗を図るべきである。次の十箇年計画が必要だということをはっきりここで示していただければというふうに考えております。

それから2つ目の丸ですが、これは今後10年間の具体的な方針ということで、人口集中地区については、今後おおむね20年間で少なくとも公有地と民有地の境界、官民境界は明確にする。山村部については、森林施業の推進等の観点から緊要性の高い地域を中心に、第5次十箇年計画の実績を大幅に上回る地域で地籍の明確化を図る。また、その他の地域では、開発・事業実施などの地域を中心に調査を実施するとの方針のもと、調査の推進を図るべきであるということで、一応地域の区分ごとに基本的な、具体的な方針を出していただきたいというふうに考えております。

次の、3番目の新たに取り組むべき促進方策というのは、前回の委員会でもそれぞれの項目ごとに整理しておりますけれども、8項目につきまして新たな取り組みを示している。

番、地籍調査対象地域の精査では、優先的に調査を実施すべき地域を精査する。番は都市部における地籍調査の促進ということで、国が主導して一筆地調査に先駆けて、官民境界の情報を整備し、民間測量成果も活用しながら地籍整備を進めるという手法を導入す

るといふことでございます。番は、山村部における地籍調査の促進といふこととて、測量手法の簡素化や境界確認手続の弾力的運用によつて、調査の実施面積の拡大を図る。また、国が主導して、広範囲に調査の前提となる境界情報の保全を図るといふこととて考えております。

また 番、民間等が実施する測量成果の活用といふこととて、これが19条5項の指定制度を推進することになるとは思いますが、各種公共事業や民間開発等の際に作成される測量成果を、いわば民間による地籍調査として有効に活用できるよう対応策を講じるといふふうにして書いております。

あと、番は基準点の適切な設置・維持管理といふこととて、D I Dの周辺部とか山村部にも基準点を適切に設置して行くといふ趣旨でございます。番は所在不明者の取り扱いの見直し。土地所有者等の所在が不明な場合であつても、事前に登記所と協議するなど厳格な手続のもとで境界を確認することができるような仕組みを導入して行くといふこととてでございます。番は、周知・啓発活動の強化。特に地籍調査が実施されていない場合に発生する問題などを中心に、具体的に周知するなど、対象と内容を絞り込んだ効率的・効果的な啓発活動を実施するといふこととてでございます。最後は関係機関との連携といふこととて、調査の円滑な実施に向けて、法務省、林野庁、公共事業部局等と連携を図る。また、地方公共団体の内部でも部局間連携が図られるよう、積極的に働きかけるといふこととて書いてございます。

それから、の土地分類調査につきまして、ここでは土地の安全性調査だけについて要点を書いておりますけれども、構成としましては、まず地籍調査と同様に、1番として、現状と課題といふこととて、土地分類調査の実施状況とか、調査の効用、今後の課題について、本文のほうは書いております。次に次期十箇年計画の考え方としまして、今後取り組みます土地の安全性調査について趣旨を述べまして、こういう表現で書かせていただいております。

以上でございます。

【清水委員長】 はい、どうもありがとうございます。では、これについて55分ぐらいまで使つて議論してまいりたいと思つています。いかがでしょうか。

これはざつとした骨子ですので、表面だけ見ると、それほど変わつていないのではないかと、それほど抜本的に改革という感じがしないんじゃないかといふふうに見えるような気がしないでもないんですけれども、その内容をじつと考えていくと、今日の前半に議論し

たようなことがどんどん登場してくるという、そんなシナリオかなという気がしますけれども。何か、これは落とすべきではないよというようなものがあれば、ぜひお願いいたします。

【藤原委員】 新たに取り組むべき促進方策、 の地籍調査対象地域の精査というのはものすごく大切だと思うんだけど、実際には、私もどういところが緊急にやる必要があるかという調査は、行政をやっているとき、その調査が大変でなかなかいい案が浮かばなかったことがあるんですけども、具体的には、今はどんなことを内容としては書かれるのでしょうか。差し支えがなければ。

【清水委員長】 今日にはこれには入らないことにしました。方針としてお聞きしましょう。

【藤田国土調査企画官】 お答え申し上げますと、前回、前々回とその趣旨の資料を出させていただきましたけれども、今地籍調査をまだ実施していないという地域でも、公図の精度であったり、利用状況であったりするものが結構まばらだという認識でございます。例えば、山梨県さんなんかですと、かなり県有林がまだ調査未実施地区として位置づけられておるんですけども、県有林を優先的に調査するべき必要があるのか等々、また、空港とか、防衛施設、大規模公園みたいなものもまだ未実施地区に入っております。とりあえず、一義的にはそういうような地域については、むしろ後でもいいのではないかという資料を前回出させていただいてございます。さらにその上で、都市部とか、調査の必要性について絞り込みをどうやってかけていくかということが難しい課題だということではございますけれども、その部分は我々としてもうまく絞り込むというのは、なかなか難しいんですけども、我々としては、市町村が最終的に事業地域、計画もつくりますので、そういったところに対して、事業の実施を予定している地域だとか、あとは土地取引の頻繁な地域等々について優先的に出してくださいというような対応をしたいと考えております。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。

【藤原委員】 結構ですが、最後のところの絞り込みの方策というのは、実は大変難しいと思いますので、そういったところに視点を当てて書いていただけるといいのかなという感じです。

【清水委員長】 法務局との連携というのは、全体で重要なんですが、優先順位を精査するということも14条地図整備事業との連携というんですか、それは重要ですよ。

ぜひそのあたり。

【藤田国土調査企画官】 ええ、はい。都市部につきましては、特に平成16年から18年で実施した都市再生街区基本調査というのがございまして、そこで公図と現況のずれが出てございます。公図と現況が大幅にずれているところについて、法務省さんのほうでも地図作成作業を優先的にやっていくという話になっていまして、その周辺部で我々としても連携しながらやっていくというのは1つメルクマールになろうかと思っております。

【清水委員長】 はい、ありがとうございます。お願いします。

【山下委員】 今後の展望というところなんですけれども、一応委員会は公共サイドから何をすべきかということを中心に検討されているわけですから、それでこういう書き方なのかなと思いますが、丸の1つ目は今後一層進捗を図るべきだという計画をつくるということだと思います。それから2つ目は、地域別にどうのこうのという形で整備されておるんですけれども、実は公共サイドばかりがやるということの立場が、あまりにも強調されて、多分民間の事業力みたいなものを少し生かすということも考えた項目立てというのがないのかなとちょっと感想として思うわけです。

例えば、3番目の新たな促進方策の中で、だって民間測量成果を活用しながらということも出てきているわけですが、それから 番はまさに民間の地籍調査力、 番だって、啓蒙活動の方向としては、民間がどう考えているんだ、いわゆる権利者がどう考えているんだというようなことをこれから少し強調していこうというようなこともおっしゃっていますし、関係機関の連携といっても公共サイドだけではなくて、民間の力というものも必要なかということで、そういう意味では、今後の展望のところにもう少し民間との連携みたいなもの、あるいは持っている資源を活用するという方向の理屈づけみたいなものがないのかとちょっと思いました。

【清水委員長】 はい、ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思います。今後の展望のところにもやはり書いたほうがいいんですよね。

【藤田国土調査企画官】 ご指摘踏まえて検討させていただきます。

【清水委員長】 はい、そのほかいかがでしょうか。もうちょっと時間がございまして、ぜひご意見をいただければと思います。どうぞ。

【阿子島委員】 2ページ最後のところの 土地分類調査です。これは骨子ですからこれでよろしいんですが、最初のところ、集中豪雨の激化等によるという辺ですが、「洪水や斜面災害、地震による地盤災害等」というようなところも少し宣伝していただいたほうが

よろしいかと思えます。土地の安全性に関する調査はそれに対応するものだと思います。

それから、最後の下2行の、「国民が利用しやすいような形で提供する」というのがこの仕事の骨子でありまして、その最後の「適正な土地利用への転換を図る」というのは、土地利用規制とか誘導とかということにはまだ踏み込めないで、これは前のほうに書くほうがよろしいかと思えます。以上です。

【清水委員長】 はい、どうもありがとうございます。よろしいですね。

【藤田国土調査企画官】 そのように検討させていただきます。

【清水委員長】 どうぞ。お願いします。

【佐藤委員】 1番目の現状と課題で、さまざまな課題というとらえ方をしていると思うんですけども、これは逆に言うと、全部逆のメリットがあるというか、こんなにいいところがあるんだぞということですよ。報告書なので、私はこれはこれでいいと思うんですが、まとまってどこかに出された報告書がその後どういう使われ方をするのか、ちょっと承知しないんですけども、例えば市町村等がそれを読むことも考えられますので、それにこういうメリットがあるよと別に、市町村で取り組んだ結果、災害でこういう効果があったとか、そういう事例集というんですか、メリットを別に知らせる方法も考えていいのではないかなと思います。報告書は報告書として添付する必要があるかどうかちょっとわかりませんが、たださまざまな課題と言うと、ちょっとぴんとこないところがある。むしろ、これだけのことをやるとこれだけのメリットがあなた方に生じると言ったほうが直接的で意識が高まるのではないかと思えますので、一応意見として申し上げます。

【清水委員長】 ありがとうございます。どうですか。

【藤田国土調査企画官】 今日の資料1の18ページの地方公共団体への周知のところ、メリットを具体的に提示していくというのも盛り込ませていただいております。18ページの右側、地方公共団体に対する働きかけということでございまして、土地を持つ公共団体に対しても、そういう引き続きそういうメリットについては十分周知してまいりたいというふうに思っております。

【清水委員長】 これはどっちかという、これまではずっとメリットを強調してきたんですが、たまには趣向を変えないとよろしくないだろうというような、若干そういう点もございまして、大変なことになっちゃうよという面のアピールもするという。ただ、言いつぱなしではなくて、逆にこういうことをやれば、こういう未来像があるんだというのをもう1回念を押すために最後のほうにそういうような話が出てくるというのは、

シナリオとしてはよろしいですね。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

【堤委員】 よろしいですか。また土地分類調査のほうになるんですけども、これは骨子としても全然なってないんです。阿子島委員はこれでいいと言われたけれども、これは2ページにおさめるためにここでちょん切れたのか。土地分類調査が重要であれば、2ページ終わって3ページにわたろうと、同じようにやはりもうちょっと骨子らしく書くべきで、土地分類調査のところで十箇年計画に新に盛り込むんだとか、国が先行的にやるんだとか、私が言ったように、国の先行的なものだけではなくて、もっと地方団体にやらせるというか、やってもらうというか、国のD I Dのところだけではなくて、全国的な地域の安全性の確保ということを書くようなことをしないと、これは骨子としてもちょっと恥ずかしいと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。

【藤田国土調査企画官】 若干、骨子のボリュームが少ないのは否めないところでございまして、ご指摘も踏まえまして、次回、骨子の部分につきましても、概要というような形でこれを添付するような形も考えてございますので、ご意見も踏まえましてちょっと見直しさせていただきます。

【清水委員長】 やはり分量も当然重要ですが、やはりフォーマットをそろえて書いたほうがよいような気がします。十箇年計画でこれはするべきなんだということの思い。ですから、分量的にはどうしても、相対的には小さくなるうかと思いますが、現状と課題、展望、そして何をやるかというようなことは、やはりそれぞれで書いたほうがよろしいかと思います。よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

【山脇委員】 地籍調査の3の の所在不明者の取り扱いの見直しのところなんですけれども、骨子案なので、多分これからまだ追加されると思うんですけども、公示送達等の法整備のお話をさせていただいたと思います。これは多分挙げておかれたほうが、これから法整備に向けてやっていけるのかなと思うんですけども。

【藤田国土調査企画官】 ご指摘の点につきましても、この間ご説明した資料の中にも入ってございましたけれども、公示送達みたいな仕組みを法令上位置づけていくというのは1つの考え方だと思ってございまして、その方向で検討してございますので、ちょっと今、ご指摘の点、漏れておるかもしれませんが、追加して入れておきます。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。もう少し時間がございませぬので、ぜひご意見をお願いします。

【横山委員】 1つ質問させていただきたいんですが、この中には都市部と山村部ということで、よく文言が出てきておりますけれども、これは農地とかも入るとしてよろしいんでしょうか。と申しますのは、農地関係は今後、これは農水省さんのお話にもかかわってくるかと思いますが、農水省さんも水土里ネット等で農地の有効活用、流動化、民間参入といったようなことで、そのためには、ベースとなる底地をだれが権利を持っているかというのは当然重要な問題かと思っております。

しかし、この中にしても農地という問題があまり触れられていなかったもので、ちょっとご質問させていただきました。

【藤田国土調査企画官】 ただいまお示しさせていただいている都市部及び山村部に農地は含まれておりませぬ。なぜかと申しますと、我々は今地籍調査を4区分で調査の推進状況を出してございまして、都市部が20%、山村部が41%しか進んでいないのに対して、農地については71%ほど進んでございませぬ。これは主には土地改良事業を行っていただいで19条5項申請していただいた関係で、地籍については一定の明確化が図られているものだと思っております。その上で、その後地籍調査なり、要するに、土地改良事業が終わった後の世代交代における登記の問題というのは、大変申しわけないですけれども、地籍調査の問題というよりは、登記をしていただくかどうかという問題になろうかと思っておりますので、ちょっと地籍調査の議論ではないのではないかとこのように考えてございませぬ。

【清水委員長】 いいですか。よろしいですか。

【横山委員】 はい。

【清水委員長】 ただ、これは十箇年計画に対する全体の方針的なところもございませぬので、農地についても何か触れて。

【石川国土調査課長】 最初の今後の展望のほうではその他の地域で整理されているところが農地も含まれているということでございませぬ。

【清水委員長】 今後の展望のところですね。

【石川国土調査課長】 はい、開発・事業実施等の地域を中心ということになっております。

【清水委員長】 そうですね。中心ということ。展望としては全体像ではあります

が、中心はどうしてもD I Dと山村部になるということですね。

そのほかいかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、最後、もう1個、その他ということでございますので、これを事務局のほうからご紹介ください。

【石川国土調査課長】 どうもありがとうございます。今回は日程を調整させていただきました結果、8月19日水曜日の15時からこの場所で開催させていただくこととしております。

本日ご議論いただきました内容を踏まえまして、今後のあり方について、さらに報告書についてご審議いただくという予定でございます。特にお手元にあります資料3の報告書の素案につきまして、次回ご審議いただきますけれども、できましたら8月3日までに素案についてのご意見をいただければ幸いです。非常にお忙しいところ恐縮でございますが、できましたら8月3日までにまずご意見をいただきたいと思います。それを勘案させていただいた上で、案文について、また修正等をしまして、それを次回の委員会に提案させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

以上です。

【清水委員長】 では、次回、来月19日の最終小委員会で報告書の案を議論していただくわけですが、今日までの検討小委員会での議論と、来週になりますが、8月3日までにちょうどした資料3の素案に対するご意見で最終報告書案を次回議論するということになります。3日ですから、来週の月曜日ですか。ちょっと急な話でございますので、若干延びても……。

【石川国土調査課長】 はい。いただきましたら、委員会の前にはちゃんと整理を。

【藤田国土調査企画官】 また明日にでもメールなりファクスなりでご案内の紙を流させていただきますので、そこで若干日程も勘案して、もう少し遅目の日程でご提示させていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

【清水委員長】 ですから、こういうふうにご理解ください。多分明日ですか、3日なり何日というような締め切りを一応設けさせていただきます。そのときまでにちょうどしたご意見はとにかく最大限尊重させていただくということで、その後のご意見は間に合わないかもしれませんが、考慮はしてということになるかと思っております。

【藤田国土調査企画官】 はい。その後ご意見につきましては、引き続きいただけるも

のはいただきますし、また4回目のときにご意見としてご提示いただいてもよろしいかと思しますので、よろしくお願いいたします。

【清水委員長】　そういうことです。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

では、今日の検討小委員会としての議事はこれで終了させていただこうと思います。ありがとうございました。

【石川国土調査課長】　本日は熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。本日ご指摘いただきました中身につきまして、検討を進め、また次回に説明させていただきたいと思います。

なお、本日お配りいたしました資料につきまして、お席に置いていただきましたら、私どもから送付させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日はほんとうにありがとうございました。

了